

# 福井県第一種大麻草採取栽培者免許審査基準および指導基準

令和7年3月1日制定

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

## 第1 目的

この基準は、第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る審査基準および指導基準について定め、公正な免許事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年11月12日 法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条および福井県行政手続条例第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

### <凡例>

法令等の引用に当っては、次の略号を用いる。

大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年 法律第124号）第〇〇条・・・・・・・・・・法第〇〇条

大麻草の栽培の規制に関する法律施行令（令和6年政令第282号）第〇〇条・・・・・・・・・・令第〇〇条

大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号）第〇〇条・・・・・・・・規則第〇〇条

第3 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年7月10日法律第124号）第5条に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許申請の審査基準等は以下のとおりとする。

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>1. 目的 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。(法第1条)</p> <p>2. 定義 「大麻草」とはカンナビス・サティバ・リンネをいう。(法第2条第1項) 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう。(法第2条第2項) 「大麻草栽培者」とは、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。(法第2条第3項) 「第一種大麻草採取栽培者」とは、法第5条第1項の規定により都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。)の原材料を採取する目的で大麻を栽培する者をいう。(法第2条第4項)</p>	<p>1. 栽培目的等の妥当性 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請は認められない。 また、事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から、製造した製品の供給までの一連の工程が事業計画として明確かつ実現可能な申請となっていること</p> <p>2. 栽培管理 (1)栽培地の場所および面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること ・栽培地の面積は作付面積を記載すること ・栽培地の面積が1アール(100㎡)以上であり、かつ、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること</p>	<p>1. 栽培管理  (1)栽培地の面積は、複数の栽培地がある場合には、その合計の面積をいう</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
	<p>・ 次の(ア)から(エ)のいずれかを満たす場合にひとつの栽培地とみなすこと</p> <p>(ア)各栽培地が接続している場合</p> <p>(イ)公道や河川等で分断されている場合でも、第三者の土地を経由しないで行き来できる場合</p> <p>(ウ)屋内で栽培する場合で各栽培地が接続している場合</p> <p>(エ)屋内の異なる階で栽培する場合でも、第三者の使用する廊下や階段等を経由しないで行き来できる場合</p> <p>(2)栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること</p> <p>(3)適正に保管できる施設を備えていること</p> <p>・ 栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可を得ること</p> <p>(4)管理体制が適切なものであること</p> <p>・ 栽培者が実際に栽培管理状況を確認できる体制であること</p> <p>・ 法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。）は、栽培、保管管理等、関連する工程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各工程の責任者が密接に連携でき、かつ相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること</p> <p>・ 法人又は団体である場合（自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を除く。以下同じ。）は、役員または従業員からあらかじめ定めた従事者が実際に栽培管理状況を確認できる体制であること</p> <p>(5)大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであ</p>	<p>(2)複数の栽培地がある場合には、各栽培地間の距離が5km以内であること</p> <p>(3)屋内で栽培する場合であって、同一階の2以上の部屋で栽培する場合には、部屋を行き来する廊下を第三者が利用しない場合に各栽培地が接続しているとみなす</p> <p>(4)事務作業スペースは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻を取り扱わない業務を行うスペースのことをいい、栽培地等との間には、壁や扉等を設け明確に分離すること</p> <p>(5)栽培者が実際に栽培管理状況を確認できる体制とは、栽培者が栽培地付近に居住すること等をいう。</p> <p>(6)従事者が実際に栽培管理状況を確認できる体制とは、従事者が栽培地付近に居住すること等をいう。</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>法第2条第4項の厚生労働省令で定めるも</p>	<p>ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないことを明らかにすること</li> </ul> <p>(6)必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在、または存在し得る場合および野生種が発生しているような地域性がある場合には、他の栽培者の栽培地の敷地境界から5km以上の距離を取る、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受ける、またはビニルハウス等を設置すること等による交雑防止措置をとること</li> </ul> <p>3. 盗難防止対策</p> <p>栽培地、業務上大麻を取り扱う事務所には、以下に例示するような大麻草の盗難防止対策を講ずること</p> <p>(1)人目に付きにくく、敷地境界から十分に距離が離れている場合には、柵を設けずに、注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完すること</p> <p>(2)地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われているなど、不審な外部者の栽培地への立入が困難な場合には、柵の設置等は必ずしも要さないこと</p> <p>(3)上記以外の地域においては、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策を講ずること。盗難防止のための措置をとる場合であっても、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を講ずること</p>	<p>(7)種子の譲受譲渡に係る契約書の写し、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等を添付すること</p> <p>(8)近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在、または存在し得る場合は、新たに免許を受けようとする者が交雑防止措置をとること</p> <p>2. 盗難防止対策</p> <p>(1)人目に付きにくく、敷地境界から十分に距離が離れている場合とは、周囲の人家および公道から大麻草が目視できない場合をいう</p> <p>(2)一般的な農作物の盗難防止対策とは以下に例示するような方法をいう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット、簡易な柵を設置する</li> <li>・「盗難注意」、「立入禁止」等の看板を設置する</li> <li>・防犯カメラ、センサーライト、防犯ブザー等を設置する</li> <li>・通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」等のステッカーや看板を設置する</li> <li>・定期的に巡回する</li> </ul>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>のは、次に掲げるもの（麻薬に該当しないものまたは指定薬物を含有しないものに限る。）とする。（規則第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 飲食料品</li> <li>(2) 化粧品</li> <li>(3) 建築用資材その他の資材</li> <li>(4) 嗜好品</li> <li>(5) 飼料</li> <li>(6) 肥料</li> <li>(7) 燃料</li> </ul> <p>3. 栽培の禁止 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。（法第3条）</p> <p>4. 免許 第一種大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事の免許を受けなければならない。（法第5条第1項）</p> <p>次の各号に該当する者には、第一種大麻草採取栽培者免許を与えない。（法第5条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第12条の6第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者</li> <li>(2) 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者をいう。）</li> <li>(3) 禁錮以上の刑に処せられた者</li> <li>(4) 未成年者</li> <li>(5) 心身の故障により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> </ul>	<p>4. 申請書および添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 栽培者は大麻草栽培を専従で行う者であること</li> <li>(2) 法人または団体である場合は、役員または従業員から栽培に従事すると定めた者が、大麻草栽培を専従で行う者であること</li> </ul>	<p>3. 申請書および添付書類</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という）</p> <p>(7)法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8)暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により第一種大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。（規則第2条）</p> <p>法第5条の規定による第一種大麻草採取栽培者免許を受けようとする者は、規則別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県知事に提出しなければならない。（規則第1条の2）</p> <p>(1)免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</p> <p>(2)免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）</p> <p>(3)免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明</p>		<p>(1)住民票の写しは、本籍地が記載され、マイナンバーの記載がないものであること（以下同じ）</p> <p>(2)略歴を記載した書類は、氏名、住所、生年月日、最終学歴、職歴および賞罰を記載すること</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの</p> <p>(4)免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書</p> <p>(5)免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書</p> <p>(6)栽培地の登記事項証明書</p> <p>(7)栽培地の区域を示す図面</p> <p>(8)栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類</p> <p>(9)免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し</p> <p>(10)事業計画書</p> <p>(11)業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真</p>	<p>(3)宣誓書の署名は自筆であること</p> <p>(4)事業計画書には次の(ア)～(ク)の事項を含むこと</p> <p>(ア)種子の調達先および調達する種子の量</p> <p>(イ)種子に含まれる△9-THCの濃度を検査する検査機関</p> <p>(ウ)栽培期間、栽培方法および見込まれる大麻草の収穫量</p> <p>(エ)栽培地の管理方法、交雑防止対策および盗難等防止対策</p> <p>(オ)大麻草から製造される製品の製造工程(加工許可を必要としない細断、乾燥工程も含む)</p> <p>(カ)製品の販売先、販売の方法および収益見込み</p> <p>(キ)製品に使用した部位以外の廃棄方法</p> <p>(ク)事故発生時の対応</p> <p>(5)業務上大麻を取り扱う事務所の構造を示す図面に保管設備</p>	<p>(3)栽培地の区域を示す図面は、栽培地の敷地境界を明らかにし、栽培地の敷地境界から周囲5kmの範囲が明らかであること</p> <p>(4)事業計画については、栽培地の属する自治会等の区域の代表者（自治会長等）の了承をあらかじめ得ておくこと</p> <p>(5)業務上大麻を取り扱う事務所が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>(12)免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類</p> <p>(13)免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類</p> <p>第一種大麻草採取栽培者免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。(法第8条)</p> <p>5. 第一種大麻草採取栽培者に関わる規定 第一種大麻草採取栽培者は、麻薬及び向精神薬取締法別表第一第42号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。(法第12条の3第1項)</p> <p>大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の3第1項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律</p>	<p>や加工設備の位置関係を図示し、保管設備や加工設備の概要を示す書類と写真を添付すること</p> <p>(6)業務上大麻を取り扱う事務所の写真は、事務所の外観を四方から撮影したものおよび事務所の内景を撮影したものであること</p> <p>(7)栽培地が広大で栽培者が1人で実際に栽培管理できない場合は、補助者を雇うなど適切な措置を講ずること。ただし、専ら補助者に栽培管理を行わせないこと</p> <p>(8)播種する大麻草の<math>\Delta 9</math>-THC の濃度を示す検査機関等の証明書等を添付すること</p>	<p>貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が事務所を使用することができる旨を証明する書類を添付すること</p> <p>(6) 補助者を雇う場合は、補助者の雇用契約書の写しその他補助者に対する使用関係を証する書類を添付すること</p> <p>(7)補助者を雇う場合は、補助者の業務の内容を記載した書類を添付すること</p> <p>(8)種子の譲受譲渡に係る契約書の写し、種子を外国から輸入する際に相手方が発行する品種を証明する書類等で客観的に示されている場合はこれに代えることができる</p> <p>(9)住民票の写し、各種登記事項証明書、医師の診断書は、申請日前3か月以内に発行されたものであること</p>

法令の規定	審査基準	指導基準
<p>第十四号)別表第一第42号に掲げる物の重量の割合が、0.3パーセントであることとする。(令第1条)</p> <p>法第12条の3第1項に規定する厚生労働省令で定める物は、枝葉その他の大麻草の部位とする。(規則第7条の2)</p> <p>第一種大麻草採取栽培者は、前項の含有量が同項の基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならない。(法第12条の3第2項)</p> <p>第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。(法第12条の5)</p> <p>この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。(法第22条の2第1項)</p> <p>前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対して不当な義務を課することとならないものでなければならない。(法第22条の2第2項)</p>		

附則 1 この基準は令和7年3月1日から適用する。